

「七尾市新型コロナウイルス感染症緊急特別融資利子補給」のご案内

申請期間を延長しました

石川県新型コロナウイルス感染症緊急特別融資(ゼロゼロ融資)の当初3年間の無利子期間が終了することに伴い、借入事業者の負担が増すため、市で利子補給を行い事業者を支援します。

対象者

- (1) 石川県新型コロナウイルス感染症緊急特別融資(以下「対象融資」という)を受けている者
- (2) 市内に本店登記がある法人又は市内に住所がある個人事業主

交付対象期間

対象融資の利子が発生してから6か月以内
※令和5年4月30日以前に対象融資の利子が発生している場合は、令和5年5月1日から6か月以内

利子補給額

交付対象期間に支払った利子の10/10 (上限30万円)

申請方法

交付対象期間の利子支払い後、令和7年3月31日までに以下の書類を提出すること

- ① 七尾市新型コロナウイルス感染症緊急特別融資利子補給交付申請書(様式第1号)
- ② 金銭消費貸借契約書の写し
- ③ 対象融資の償還予定表の写し
- ④ 利子の支払いを証明する書類
- ⑤ 市内に本店登記がある法人又は市内に住所がある個人事業主であることが分かる書類(履歴事項全部証明書、確定申告書等)
- ⑥ 七尾市新型コロナウイルス感染症緊急特別融資利子補給請求書(様式第3号)
- ⑦ 振込先のわかる書類

申請・問い合わせ先

七尾市産業部産業振興課

住所 : 〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地

電話 : 0767-53-8565 FAX : 0767-52-2812

メール : sangyou-s@city.nanao.lg.jp